

入 札 公 告
(入札説明書を兼ねる)

次のとおり一般競争入札に付します。なお、本公告は入札説明書を兼ねています。東峰村による東峰村災害復旧工事技術支援業務（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に係る一般競争入札等の手続については、関係法令に定めるもののほか、この入札公告（入札説明書）によることとします。

平成30年 4月 2日

東峰村長 澁谷 博昭

1.公告日 平成30年 4月 2日

2.契約職等

東峰村長 澁谷 博昭
福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山6425番地

3.業務概要

- (1) 業 務 名 東峰村災害復旧工事技術支援業務
- (2) 業 務 場 所 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山6425番地
東峰村宝珠山庁舎内
- (3) 業 務 目 的 本業務は、平成29年7月の九州北部豪雨により被災した公共土木施設等（道路・橋梁・河川・がけ崩れ等）の災害復旧に係る測量、調査、設計、積算、工事監督等職員を支援・補助し、復旧工事の円滑な履行及び品質確保を図ることを目的とする業務である。
- (4) 業 務 内 容 主な業務内容は以下のとおりである。
1) 別途発注される測量業務の成果検定チェック
2) 別途発注される調査、設計、積算業務の照査
3) 請負工事の契約の履行に必要な資料作成
4) 請負工事の施工状況の照合等
5) 工事検査等への臨場
- (5) 履 行 期 間 自 平成 30年 5月 2日
至 平成 31年 3月 31日
- (6) 本業務は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。

4.競争参加資格 次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 以下の各号に該当しない者であること。
- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 東峰村が発注した業務の請負契約において、本入札公告の日から過去2年以内に次の(A)から(G)までのいずれかに該当する事実があると認められる者
- (A) 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にした事実
- (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
- (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実

- (D) 監督又は検査の実施に当たり役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
 - (E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実
 - (F) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
 - (G) (A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実
 - ③ 東峰村と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息が生じ、これを支払っていない者
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る東峰村の認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - ⑤ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
 - ⑥ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
- (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。
- (3) 事業協同組合等として確認申請書等を提出した場合、その構成員は、単体として確認申請書等を提出することはできない。
- (4) 入札書の提出期限までに、東峰村に入札参加資格審査申請書を提出し受領証の交付を受けている者
- (5) 次に掲げる条件を満たす管理技術者（以下「配置予定管理技術者」という。）を本業務に配置できること。なお、配置予定管理技術者は、業務開始時点において自らと雇用関係にある者でなければならない。
- ① 資格 配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格を有する者であること。
 - ア) 技術士（建設、応用理学、環境、総合技術監理の各部門のいずれか）の資格を有し、技術士法（昭和58年法律第25条）による登録を行っている者
 - イ) 一級土木施工管理技士の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
 - ウ) （公社）土木学会が認定した特別上級土木技術者、上級土木技術者又は一級土木技術者となる資格を有し、「技術者資格認定証」の交付を受けている者
 - エ) R C C M（シビルコンサルティングマネージャ）の（「河川、砂防及び海岸・海洋」「トンネル」「電力土木」「道路」「農業土木」「森林土木」「地質、土質及び基礎」「鋼構造及びコンクリート」「施工計画、施工設備及び積算」「建設環境」の各部門のいずれか）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
 - オ) （公社）土地改良測量設計技術協会が認定する農業土木技術管理士の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
 - カ) （一社）全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は（Ⅱ）
 - キ) 公共工事の発注者又は受注者として技術的実務経験を10年以上有する者（職員として設計・積算・監督・検査業務に従事した者をいう。）
 - ② 履行経験

配置予定管理技術者については、平成19年度以降、本業務の申請書提出期限の日までに元請けとして完成・引渡し完了した以下に記載する同種業務（平成29年度完了予定の業務も含む。）において1件以上の実績を有する者又は土木工事の監理技術者（主任技術者）の経験をもつ者。

なお、当該実績のうち、国等が発注した業務にあつては、その評定点が 60 点未満の場合（現場技術業務成績評定点については、平成 21 年迄の評定点が 65 点未満の場合及び平成 22 年以降の評定点が 60 点未満の場合。）は実績として認めない。また、未完了の業務実績は含まない。

業務実績には、発注者として同種業務に従事した経験のほか、下請、出向又は派遣により行った業務実績も同種業務として認める。

同種業務： 国、特殊法人等（注 1）、地方公共団体（注 2）、地方公社等（注 3）、公益法人（注 4）又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注 5）が発注した発注者を支援する立場として、その業務の履行場所を発注者の事務所等として行う、土木構造物に関する設計積算に関する資料の作成、工事請負者から提出された資料と設計図書との照合、施工状況の確認、指示・協議に必要な資料の作成若しくは現地調査を行う業務並びに土木設計業務（注 6）

注 1) 「特殊法人等」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」第 1 条に定める特殊法人等に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団のことを指す。

注 2) 「地方公共団体」とは「地方自治法」第 1 条の 3 に定める地方公共団体のことを指す。

注 3) 「地方公社等」とは、「地方道路公社法」に基づく道路公社、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき都道府県が設置した土地開発公社、「地方住宅供給公社法」に基づき都道府県が設立した住宅供給公社のことを指す。

注 4) 「公益法人」とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、「公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律」に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づく特例民法法人のことを指す。

注 5) 「大規模な土木工事を行う公益民間企業」とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社のことを指す。

注 6) 土木設計業務は、民間企業により発注された業務についても同種業務として認める。

(6) 次に掲げる条件を満たす担当技術者（以下「配置予定担当技術者」という。）を本業務に配置できること。

① 配置予定担当技術者は、ア)～ウ)それぞれに対し以下の資格を有する者であること。

ア) 測量に関する資格として次のいずれかを有すること。

- ・ 測量士
- ・ 測量士補

イ) 調査・設計・積算に関する資格として次のいずれかを有すること。

- ・ 技術士（建設部門、「河川・砂防、海岸・海洋」「道路」「施工計画、施工設備及び積算」のいずれか）の資格を有し、技術士法（昭和 58 年法律第 25 条）による登録を行っている者
- ・ RCCM（シビルコンサルティングマネージャ）の（「河川、砂防・海岸・海洋」「道路」「施工計画、施工設備及び積算」の各部門のいずれか）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- ・ 技術士補（建設部門）の資格を有し、技術士法（昭和 58 年法律第 25 条）による登録を行っている者

ウ) 工事施工管理に関する資格として次のいずれかを有すること。

- ・ 一級土木施工管理技士の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- ・ 二級土木施工管理技士の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者

② 履行経験

配置予定担当技術者については、平成 14 年度以降、本業務の申請書提出期限の日までに元請けとして完成・引渡し完了した同種業務（平成 29 年度完了予

定の業務も含む。)において3年以上の実績を有する者。

なお、当該実績のうち、国等が発注した業務にあつては、その評定点が60点未満の場合(現場技術業務成績評定点については、平成21年迄の評定点が65点未満の場合及び平成22年以降の評定点が60点未満の場合。)は実績として認めない。

(7) 確認申請書等の提出期限から開札の時までの期間に、東峰村から工事請負契約に係る指名停止措置を受けていないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に①から③に示すいずれかの関係にも該当しないこと。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の関係をいう(子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。)

(A) 親会社と子会社の関係

(B) 親会社を同じくする子会社同士の関係

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の関係をいう(子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。)

(A) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係

(B) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている関係

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係

(9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、東峰村発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5.総合評価落札方式に関する事項

本業務は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務であり、以下の方法により落札者を決定する。

(1) 評価項目及び指標 評価項目は次に示すとおりとする。

① 配置予定管理技術者の技術力

1) 管理技術者資格

2) 4.(5)②に示す同種業務に従事した実績

② 専門技術力

1) 本業務に対する実施体制

2) 業務内容の理解度

③ 配置予定担当技術者の技術力

1) 担当技術者資格

2) 4.(6)②に示す同種業務に従事した実績

④ 上記評価項目の記載がない場合又は記載内容が不適正の場合は失格とする。

⑤ 配置予定管理技術者を複数明示した場合には、技術力の評価が最も低い者で評価する。

(2) 総合評価の方法 総合評価落札方式の評価は、価格点と技術点を合計した評価値(以下「評価値」という。)による

① 価格点の算定は以下のとおりとする。 価格点=価格点の配分×(1-入札価格/予定価格) なお、価格点の配分は30点とする。(小数点以下第4位を四捨五入)

② 技術点の算定は、上記(1)の①及び②について評価項目毎に評価を行い、その合計点とする。

なお、技術点の最高点は、60点とする。

- (3) 技術点を算出するための基準
技術資料に基づく評価項目、判断基準及び評価は別紙1のとおりとする。

6. 契約担当窓口

〒838-1792 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山6425番地

東峰村役場 建設水道課災害対策室 係長 屋宮輝彰

電話 0946-72-2313 FAX 0946-72-2370

本件に係る問い合わせは、9時～17時（土曜日、日曜日及び祝日並びに平日12時～13時までを除く）まで。

7. 確認申請書等の提出方法等

- (1) 提出方法：持参に限る
- (2) 提出期間：別表1①のとおり
- (3) 受付確認：確認申請書等の受領後に受付票を発行する。
- (4) 確認申請書等は入札説明書において示す様式により作成すること。
- (5) 確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 提出された確認申請書等は、競争参加資格等の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (7) 受け付けた確認申請書等は、返却しない。
- (8) 提出期限以降における確認申請書等の差替え及び再提出は認めない。ただし、東峰村から求められる不足書面の補充及び軽微な記載の加筆修正は、この限りではない。
- (9) 入札説明書を確認申請書等の作成以外の目的で使用してはならないこと。
- (10) 確認申請書等の作成又は提出に関する手続についての問い合わせには応じるが、業務内容等の問い合わせには一切応じない。
- (11) 確認申請書等に関する問い合わせ先
 - ① 一般競争参加資格確認申請書の作成については、6. 契約担当窓口と同じ。

8. 入札書の提出方法等

- (1) 提出方法：持参に限る。
- (2) 提出期間は：別表1②のとおり
- (3) 受付確認：入札書の受領後に受付票を発行する。

9. 開札日

開札は、東峰村建設水道課にて、別表1③に示す日時に行う。

10. 支払条件

部分払回数：2回以内

11. 確認申請書等の作成

- (1) 一般競争参加資格確認申請書は、様式1により作成すること。

(2) 一般競争参加資格確認資料は、次に従い作成すること。

① 配置予定管理技術者の資格、業務実績

- (A) 記載様式は、様式2とする。
- (B) 同種業務を経験とする際の従事役職は、次の優先順位に基づき記載すること。
なお、記載する件数は、3件までとする。
 - (7) 同種業務で管理技術者（主任技術者）としての実績または土木工事の監理技術者（主任技術者）の経験
 - (4) 同種業務で技術員（担当技術者）としての実績
 - (9) 発注者としての同種業務の実務経験
- (C) 同種業務の経験は、可能な限り（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）のTECRIS又は農業農村整備事業調査設計業務実績サービス（AGRIS）に登録されている業務から選定すること。
- (D) 同種業務の経験が、TECRIS又はAGRISに登録されている業務については業務実績カルテ（契約データ、技術データ）の写し、業務内容が確認できる書類（特記仕様書等）の写しを添付すること。
- (E) 同種業務の経験が、TECRIS又はAGRISに登録されていない業務については、契約書の写し（業務名、契約履行期間、契約の両当事者の記名、捺印がされている部分）及び当該業務を担当したことを証明できる書類（様式2関係）を添付すること。
- (F) 配置予定管理技術者の資格を証するものとして、資格証（登録証、合格証等）の写しを併せて添付すること。
- (G) 配置予定管理技術者の雇用を証明する書類として、標準報酬決定通知書の写し、健康保険証の写し又はその他雇用関係を証明できるいずれかの書類の写しを添付すること。
なお、業務開始時までに雇用する場合は、採用内定通知等の写しを添付すること。
- (H) 配置予定管理技術者として、複数人（最大3名まで）の候補技術者を記載することもできるが、技術者を評価する過程においては、配置予定管理技術者として認められた者のうち、技術者の能力が一番低いと判断される者で評価する。

② 配置予定担当技術者の資格、業務実績

- (A) 記載様式は、様式3とする。
- (B) 同種業務で担当技術者としての実績について、平成14年度以降の業務実績を記載すること。
- (C) 同種業務の経験は、可能な限り（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）のTECRIS又は農業農村整備事業調査設計業務実績サービス（AGRIS）に登録されている業務から選定すること。
- (D) 同種業務の経験が、TECRIS又はAGRISに登録されている業務については業務実績カルテ（契約データ、技術データ）の写しを添付すること。
- (E) 同種業務の経験が、TECRIS又はAGRISに登録されていない業務については、契約書の写し（業務名、契約履行期間、契約の両当事者の記名、捺印がされている部分）及び当該業務を担当したことを証明できる書類（様式2関係）を添付すること。
- (F) 配置予定担当技術者の資格を証するものとして、資格証（登録証、合格証等）の写しを併せて添付すること。
- (G) 配置予定担当技術者の雇用を証明する書類として、標準報酬決定通知書の写し、健康保険証の写し又はその他雇用関係を証明できるいずれかの書類の写しを添付すること。
なお、業務開始時までに雇用する場合は、採用内定通知等の写しを添付すること。
- (H) 配置予定担当技術者として、複数人（最大3名まで）の候補技術者を記載することもできるが、技術者を評価する過程においては、配置予定担当技術者として

認められた者のうち、技術者の能力が一番低いと判断される者で評価する。

- ③ 本業務に対する実施体制
 - (A) 記載様式は、様式4とする。
 - (B) A4用紙で1枚とし、配置予定管理技術者が記載すること。
- ④ 業務内容の理解度について
 - (A) 記載様式は、様式5とする。
 - (B) A4用紙で1枚とし、配置予定管理技術者が記載すること。

12.競争参加資格等の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、「4.競争参加資格」に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、確認申請書等を提出し、東峰村から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 4.(1)から(9)までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。
なお、提出期限までに確認申請書等を提出しない者及びに契約職等が競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
- (3) 競争参加資格の確認は、確認申請書等の提出期限をもって行うものとし、参加資格の有無の結果については、別表1⑤に示す期日までに通知する。
なお、通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。
当日までに、通知が届かない場合は、6. 契約担当窓口まで問い合わせをすること。

13. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、東峰村に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求められることができる。
 - ① 提出期限: 別表1⑥のとおり
 - ② 提出先: 6. 契約担当窓口と同じ。
 - ③ 提出方法: 郵送(信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法)により提出することとし、電送によるものは受け付けない。
- (2) 東峰村は、説明を求められたときは、別表1⑦に示す期日までに説明を求めた者に対し書面によりFAXで回答する。当日までに回答が届かない場合は、6. 契約担当窓口まで問い合わせをすること。

14.入札説明書等に対する質問

- (1) 確認申請書等の技術的事項に関する質問については、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。
 - ① 提出期間: 別表1⑧のとおり
 - ② 提出先: 6. 契約担当窓口と同じ。
 - ③ 提出方法: 郵送(信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法)により提出することとし、電送によるものは受け付けない。
- (2) 上記の質問に対する回答書は、FAXにより回答する。
 - ① 通知日: 別表1⑨のとおり
 - ② 期間: 別表1⑩のとおり
- (3) 積算・見積等に関する質問については、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。
 - ① 提出期間: 別表1⑪のとおり
 - ② 提出先: 6. 契約担当窓口と同じ。
 - ③ 提出方法: 郵送(信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法)により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

(4) 上記の質問に対する回答書は、FAXにより回答する。

- ① 通知日：別表1⑫のとおり
- ② 期間：別表1⑬のとおり

15.入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：免除

16.開札

- (1) 開札は、東峰村建設水道課で行う。
- (2) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書をFAX送信するので、指定された期日までに提出すること。
- (3) 立会による開札は行わない。
- (4) 開札処理に時間を要する場合には、発注者から開札状況を電話等により連絡する。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

17.入札の無効等

- (1) 競争参加資格のある者のした入札であっても、確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札及び競争契約入札心得及び現場説明書において示した入札に関する条件に違反した入札並びに入札書の受付締切日時において、「4. 競争参加資格」に掲げる資格のない者のした入札は、無効とするとともに、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札決定を取り消すこととする。
- (2) 死亡、退職、病休等の特別な理由により、やむを得ず配置予定管理技術者を配置することが出来なくなったときは、直ちに、以下による手続きを行うこと。
 - ①確認申請書等の提出後から競争参加資格の有無の通知を受けるまでの期間
：書面により申し出を行い、確認申請書等の取り下げを行うこと。(書面の様式は任意)
 - ②競争参加資格の有無の通知後から入札書の提出までの期間
：入札の辞退を行うこと。
 - ③入札書の提出後から開札までの期間及び落札者の決定の保留がなされている期間
：書面により申し出を行うこと。申し出により、提出された入札書は無効とする。(書面の様式は任意)
- (3) 確認申請書等に虚偽の記載をし入札した場合又は配置予定管理技術者を配置することが出来ないにもかかわらず、入札した場合(入札書の提出後に(2)③の申し出をした場合は除く。)においては、指名停止を行うことがある。

18.落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で5.(2)の評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち5.(2)の評価値

が最も高い者を落札者とすることがある。

- (2) 開札の結果、落札となるべき入札をした者が2人以上いる場合は、再入札により決定する。

19.低入札価格調査

- (1) 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて、「低入札価格調査」を実施する。(詳細は、別紙(低入札価格調査関係)のとおり。)
- (2) 入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合は、指名停止措置を講ずることがある。

20.配置予定管理技術者・配置予定担当技術者の確認

- (1) 落札者決定後(契約締結後)、4.(5)、4.(6)に掲げる基準を満たしていないことが判明した場合又は配置予定管理技術者、配置予定担当技術者に関する事項として確認申請書等に記載されたものが、事実と異なることが確認され、重大な要件の違反になると認められた場合には、契約を結ばない(契約解除する)ことがある。
- (2) 落札者決定後(契約締結後)、死亡、退職、病休等の特別な理由により、やむを得ず配置予定管理技術者、配置予定担当技術者を変更する場合は、4.(5)、4.(6)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定管理技術者、配置予定担当技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

21.再苦情申立て

東峰村からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、14.

- (2) の回答を受けた日の翌日から起算して7日(行政機関の休日を除く。)以内に、書面により、東峰村長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、入札等に関する委員会が審議を行う。

提出先及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、6. 契約担当窓口と同じ。

22.関連情報を入手するための照会窓口

関連情報を入手するための照会窓口は、6. 契約担当窓口と同じ。

23.入札の延期等

- (1) 不正な行為等があると認められるときは、入札の延期若しくは中止又は落札の決定若しくは契約の締結の取消しをすることがある。
- (2) 東峰村の事由により、入札の延期又は中止をすることがある。

24.その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 落札者は、確認申請書等に記載した配置予定管理技術者、配置予定担当技術者を当該業務に配置すること。

別表1 本入札手続に係る期間等

①	持込	確認申請書等の提出期間	平成30年 4月 2日 (月) 9時から 平成30年 4月13日 (金) 16時まで
②	持込	入札書の提出期間	平成30年 4月20日 (火) 9時から 平成30年 4月26日 (木) 12時まで
③	—	開札日	平成30年 4月27日 (金) 10時
⑤	FAX	競争参加資格の結果の通知日	平成30年 4月17日 (火) 17時まで
⑥	FAX	競争参加資格が無いと認め た者に対する理由の説明要 求期限日	平成30年 4月23日 (月) 16時まで
⑦	FAX	上記⑥に対する回答期限日	平成30年 4月25日 (水) まで
⑧	郵送 持込	確認申請書等の技術的事項	平成30年 4月 3日 (火)
		に関する質問提出期間	平成30年 4月9日 (月) 16時まで
⑨	FAX	上記⑧に対する通知日	平成30年 4月10日 (火)
⑩	FAX	上記⑧に対する回答期間	平成30年 4月10日 (火) から 平成30年 4月11日 (水) まで
⑪	郵送	積算・見積等に関する質問	平成30年 4月18日 (水) から
		提出期間	平成30年 4月23日 (月) 16時まで
⑫	FAX	上記⑪に対する通知日	平成30年 4月24日 (火)
⑬	FAX	上記⑪に対する回答期間	平成30年 4月24日 (火) から 平成30年 4月25日 (水) まで

別紙(低入札価格調査関係)

1 調査基準価格については、下表の予定価格の算出の基礎となった①から④までに掲げる額の合計額に100分の108を乗じて得た額に満たない場合とする。ただし、当該額を予定価格で除して得た割合が、10分の8を越える場合にあっては、予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。

業種区分	①	②	③	④
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

2 実施方針及び技術提案の履行確実性評価にあたっては、次の方式により行うものとする。

- 1) 調査基準価格以上の価格で申込みを行った者は、実施方針及び技術提案(以下「技術提案等」という)の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、技術提案等の確実な履行の確保が必ずしも十分にされないと認める具体的な事情がない限り、3.3.3-2の履行確実性の評価をAとし、履行確実性を1.0として評価するものとする。
- 2) 調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、技術提案等の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、3.3.3-2①から④までの審査項目を評価した結果、○と審査した項目数に応じて、次の表の○と審査した項目数の欄に掲げる評価に対応する履行確実性を付与するものとする。

○と審査した項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

3 履行確実性に関するヒアリング

1) ヒアリングの実施

- ① どのように技術提案等の確実な履行確保を図るかを審査するため、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した全ての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施する場合がある。
- ② ヒアリングを実施する場合は、別途連絡する。
- ③ 入札者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格に満たない者は技術提案等の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、申請書等のほか、開札後、履行確実性の審査のための追加資料の提出を求める。ただし、追加資料の提出の意向の無い者については、上記追加資料の提出期限日までに、追加資料の提出を行わない旨を書面(様式は自由)にて提出するものとする。追加資料の提出を行わない旨の提出があった者については、その入札を無効として取り扱うものとする。
なお、追加資料の再提出及び提出後の修正は認めない。
- ④ ヒアリングの出席者には、配置予定管理技術者及び増員担当技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。
又、上記①～④に掲げる履行確実性に関するヒアリングに応じない場合及び追加資料の提出を求められた者が追加資料を提出しない場合、または、記載内容に不備がある場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある。

2) 履行確実性の審査のための追加資料

入札参加者の申し込みに係る価格が調査基準価格に満たないときは、以下に掲げる全ての資料の提出を求めるものとする。

- ・当該価格により入札した理由 (様式6)
 - ・入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書 (様式7)
 - ・一般管理費等内訳書 (様式7-1)
 - ・当該契約の履行体制 (様式8)
 - ・手持の建設コンサルタント業務等の状況 (様式9)
 - ・手持ち業務の人工 (様式9-1)
 - ・配置予定技術者名簿 (様式10)
 - ・直接人件費内訳書 (様式10-1)
 - ・過去において受注・履行した同種又は類似業務の名称及び業務発注担当部署 (様式11)
 - ・再委託先からの見積書(再委託先の押印があるもの)
 - ・過去3ヶ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写し及び過去3ヶ月分の法定福利費(事業者負担分)の負担状況が確認できる書面の写し
- なお、配置予定技術者名簿には、配置予定技術者(管理技術者、担当技術者、照査技術者、増員担当技術者)及び再委託先技術者を記載するものとする。

3) 技術提案等の履行確実性の審査・評価方法

3-1 技術提案等の履行確実性の審査は、申請書等(履行確実性の審査に必要な部分に限る)、履行確実性に関するヒアリング及び追加資料等をもとに行い、技術提案等の確実な履行の確保が認められる場合には、技術提案等に係る評価点をその履行確実性に応じて付与する。

3-2 履行確実性の具体的な審査・評価方法は、①業務内容に対応した費用が計上されているか、②配置予定技術者(照査予定技術者を除く。以下同じ。)に適正な報酬が支払われることになっているか、③品質管理体制が確保されているか、④再委託先への支払いが適正かをそれぞれ審査し、①から④までの各項目毎に審査した上で、5段階(A～E)で総合的に評価する。

4 適正な調査及び調査内容の実効を担保するための措置

(1) 虚偽説明等への対応 調査対象者が当該調査を経て契約を行った後に虚偽の資料提出又は説明を行ったことが明らかとなった場合は、次に掲げる措置を講じる。

- ① 当該業務の成績評定において厳格に反映する。
- ② 過去5年以内に①の措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、工事契約に係る指名停止等の措置を行う。

(2) 結果の公表

低入札価格調査の結果は、別に定めるところにより公表する。

(3) 契約後の取扱い

本調査を経て契約を行った建設コンサルタント業務等については、本調査で提出された資料等を調査職員に引き継ぐものとし、仕様書で定められた業務計画書の内容についてヒアリングを行った結果、業務計画書の記載内容が本調査の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行う。

配置予定管理技術者の技術力について (配点：20点)	
管理技術者の資格	<p>以下の順位で評価する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 以下のいずれかの資格を有する者 <ul style="list-style-type: none"> ・技術士（建設、応用理学、環境、総合技術監理の各部門のいずれか）を有し、技術士法（昭和 58 年法律 25 号）に基づく登録を行っている者 ・一級土木施工管理技士の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者 ・（公社）土木学会が認定した特別上級土木技術者又は上級土木技術者となる資格を有し、「技術者資格認定証」の交付を受けている者 2. 以下のいずれかの資格を有する者 <ul style="list-style-type: none"> ・（公社）土木学会が認定した一級土木技術者となる資格を有し、「技術者資格認定証」の交付を受けている者 ・RCCM（シビルコンサルティングマネージャ）の（河川、砂防及び海岸・海洋、トンネル、電力土木、道路、農業土木、森林土木、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、施工計画、施工設備及び積算、建設環境の各部門のいずれか）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者 ・（公社）土地改良測量設計技術協会が認定する農業土木技術管理士の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者 3. 以下の資格を有する者 <ul style="list-style-type: none"> ・（一社）全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は（Ⅱ） 4. 公共工事の発注者又は受注者として技術的実務経験を 10 年以上有する者（職員として設計・積算・監督・検査業務に従事した者をいう。）
同種業務の実績 （4（5）②に記載する同種業務）	<p>以下の順位で評価する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 同種業務において管理技術者としての実績がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・土木工事の監理技術者（主任技術者）の経験がある。 ② 同種業務において担当技術者としての実績がある。 ③ 発注者として同種業務に従事した経験がある。
専門技術力について (配点：20点)	
本業務に対する実施体制について	<p>判断要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業としての業務執行体制は適切か。 ・資格、経験、人員など、業務に従事する技術者等の実施体制は適切か。 ・発注者及び業務従事者との連絡体制は適切か。
業務内容の理解度について	<p>判断要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理技術者の役割を理解しているか。 ・災害復旧の一連業務（測量・調査設計・積算・施工管理）について重要なことは何かを理解しているか。 ・業務従事者の安全衛生管理について重要なことは何かを理解しているか。 ・コンプライアンス、情報セキュリティについての考え方が適切か。

配置予定担当技術者の技術力について	
(配点：20点)	
担当技術者の資格	<p>以下の順位で評価する。</p> <p>測量に関する資格を有する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 測量士 2. 測量士補 <p>調査・設計に関する資格を有する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 技術士（建設部門「河川・砂防、海岸・海洋」「道路」「施工計画、施工設備及び積算」の各部門のいずれか）を有し、技術士法（昭和58年法律25号）に基づく登録を行っている者 2. RCCM（シビルコンサルティングマネージャ）の（「河川、砂防・海岸・海洋」「道路」「施工計画、施工設備及び積算」の各部門のいずれか）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者 3. 技術士補（建設部門）技術士法（昭和58年法律25号）に基づく登録を行っている者 <p>工事施工管理に関する資格を有する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一級土木施工管理技士を有し、「登録証書」の交付を受けている者 2. 二級土木施工管理技士を有し、「登録証書」の交付を受けている者
同種業務の実績 （4（6）②に記載する同種業務）	<p>以下の順位で評価する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①同種業務において担当技術者としての実績が10年以上。 ②同種業務において担当技術者としての実績が6年以上10年未満。 ③同種業務において担当技術者としての実績が3年以上6年未満。
合計点	(技術評価の配合合計 60点)

東峰村災害復旧工事技術支援業務に係る確認申請書等作成要領

- (1) 確認申請書等の作成様式は、次のとおりとする。
 - ①一般競争参加資格確認申請書（表紙）・・・・・・・・・・様式1
 - ②配置予定管理技術者について・・・・・・・・・・様式2
 - ③配置予定担当技術者について・・・・・・・・・・様式3
 - ④本業務に対する実施体制・・・・・・・・・・様式4
 - ⑤業務内容の理解度について・・・・・・・・・・様式5
- (2) 確認申請書等の用紙サイズは、A4判、文字は10.5ポイント以上とする。
- (3) 確認申請書等の内容は、簡素に記載するものとする。
- (4) 実績等を証明する書類が重複する場合は、証明する書類に「重複している」旨記載し、1部のみ提出すること。
- (5) 確認申請書等は、表紙を1頁とした通し番号（全頁数を表示）を付し、必要な書類を提出すること。
（頁の例：1／〇〇～〇〇／〇〇）
- (6) 確認申請書等の編纂方法は、次のとおりとする。

様式1 (入札説明書 11. (1)関係)

一般競争参加資格確認申請書

平成〇年〇月〇日

東峰村長 濫谷 博昭 あて

住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県××市△△番
商号又は名称 〇△□株式会社 代
表者氏名 代表取締役社長
〇〇 〇〇

平成30年 〇月 〇日付けで入札公告のありました東峰村災害復旧工事技術支援業務に係る一般競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。なお、添付書類の内容については事実と相違ないこと及び同公告4.(8)(資本的・人的関係)に該当しないことを誓約します。

記

- 1 配置予定管理技術者について(様式2)
- 2 配置予定担当技術者について(様式3)
- 3 本業務に対する実施体制(様式4)
- 4 業務内容の理解度について(様式5)
- 5 1に係る契約書等の写し
- 6 問い合わせ先

担当者氏名 〇〇△△
担当部署 〇〇本店□□部△△課
電話番号 **-***-*** (内線***)
FAX番号 **-***-***

[1/〇]

配置予定管理技術者について(様式2)

配置予定担当技術者について(様式2)

本業務に対する実施体制(様式3)

業務内容の理解度について(様式4)

1に係る契約書等の写し

様式1 (入札説明書 11. (1)関係)

一般競争参加資格確認申請書

平成〇年〇月〇日

東峰村長 澁谷 博昭

あて

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇番
商号又は名称 〇〇〇株式会社 代
代表者氏名 表取締役社長
〇〇 〇〇

平成30年 〇月 〇日付けで入札公告のありました東峰村災害復旧工事技術支援業務に係る一般競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については事実と相違ないこと及び同公告4.(8)(資本的・人的関係)に該当しないことを誓約します。

記

- 1 配置予定管理技術者について(様式2)
- 2 配置予定担当技術者について(様式3)
- 2 本業務に対する実施体制(様式4)
- 3 業務内容の理解度について(様式5)
- 4 1に係る契約書等の写し
- 5 問い合わせ先
担当者氏名 : 〇〇 〇〇
担当部署 : 〇〇〇(株)本店〇〇部〇〇課
電話番号 : (代)〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 [(内)〇〇〇〇]
FAX番号 : 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

[1/〇]

配置予定管理技術者について

配置予定管理技術者は、業務開始時点において自らと雇用関係にある者でなければならない。

(1) 配置予定管理技術者

①氏名		②生年月日	
③資格 ・技術士 ・ ・ ・	登録番号 登録番号	取得年月日 取得年月日	

(2) 配置予定管理技術者の業務実績

④業務名称	(TECRIS 又は AGRIS 登録番号)
⑤発注機関	
⑥業務期間	自 ~ 至
⑦従事役職	
⑧従事期間	自 ~ 至
⑨業務概要	

- 1 : 複数の者を記載することができるが、複数記載した場合には、技術力の評価が最も低い者で評価する。なお、各者ごとに別葉とすること。
また、契約締結後において、やむを得ない理由で管理技術者を変更する場合には、本表に記載された者と同等以上の者でなければならない
- 2 : 「③資格」に記載した内容を証明する書類（登録証等）の写しを添付すること。
- 3 : 同種業務については、内容によっては、認められないことがあることから最大3件まで記載することを可とする。
- 4 : 当該業務が TECRIS 又は AGRIS に登録されている場合は、⑤及び⑥について記載の必要はない。TECRIS 又は AGRIS に登録されていない場合は、契約書の写し（業務名、契約履行期間、契約の両当事者の記名、捺印がされている部分）及び当該業務を担当したことを証明できる書類（様式2関係）を添付すること。
- 5 : 「⑦従事役職」には、管理技術者等、当該業務での職務を記載する。
- 6 : 「⑧従事期間」については、「⑥業務期間」の中で「⑦従事役職」として従事した期間を記載すること。
- 7 : 「⑨業務概要」には同種業務履行実績とわかるように具体的に記載すること。
- 8 : 配置予定管理技術者が貴組織に属していることを証する書面として、標準報酬決定通知書の写し又は健康保険証など確認可能な書類の写しを添付すること。業務開始時までに雇用する場合には、その証となる採用内定通知等の写しを添付すること。

[〇/〇]

(様式2関係)

業務完了証明書〔業務契約証明書〕

平成〇年〇月〇日

〇〇〇株式会社
〇〇 〇〇 殿

〇〇県〇〇土木事務所
〇〇 〇〇 〇〇 印

下記業務を施工し、完了したことを証明します。
〔下記業務を契約し、施工中であることを証明します。〕

業 務 名 〇〇〇〇〇業務

履 行 場 所 〇〇県〇〇市〇〇町地内

請負代金額 ¥〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇-

履 行 期 間 自 平成〇年〇月〇
日 至 平成〇年
〇月〇日

業務の内容

従事技術者 〇〇技術者 〇〇 〇〇

従 事 期 間 平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

※〔 〕は、平成29年度業務完了予定の業務の場合に使用する。

[〇/〇]

配置予定担当技術者について

配置予定担当技術者は、業務開始時点において自らと雇用関係にある者でなければならない。

(1) 配置予定担当技術者

①氏名		②生年月日	
③資格 ・技術士 ・ ・ ・	登録番号 登録番号	取得年月日 取得年月日	

(2) 配置予定担当技術者の業務実績

番号	業務名称	TECRIS 登録番号	発注機関	業務期間	従事役職
1				自： 至：	
2				自： 至：	
3				自： 至：	
4				自： 至：	
5				自： 至：	
6				自： 至：	
7				自： 至：	
8				自： 至：	
9				自： 至：	
10				自： 至：	

- 1：平成14年度以降、本業務の申請書提出期限の日までに元請けとして完成・引渡し完了した同種業務（平成29年度完了予定の業務も含む。）を記載すること。
- 2：複数の者を記載することができるが、複数記載した場合には、技術力の評価が最も低い者で評価する。なお、各者ごとに別葉とすること。
また、契約締結後において、やむを得ない理由で担当技術者を変更する場合には、本表に記載された者と同等以上の者でなければならない
- 3：「③資格」に記載した内容を証明する書類（登録証等）の写しを添付すること。
- 4：業務実績については、必要に応じて記入欄を増やしても良い。
- 5：当該業務がTECRIS又はAGRISに登録されている場合は登録番号を記入すること。
また、TECRIS又はAGRISに登録されていない場合は、契約書の写し（業務名、契約履行期間、契約の両当事者の記名、捺印がされている部分）及び当該業務を担当したことを証明できる書類（様式2関係）を添付すること。
- 6：「従事役職」には、管理技術者・担当技術者のいずれかを記載する。
- 7：配置予定担当技術者が貴組織に属していることを証する書面として、標準報酬決定通知書の写し又は健康保険証など確認可能な書類の写しを添付すること。業務開始時までに雇用する場合には、その証となる採用内定通知等の写しを添付すること。

[○/○]

本業務に対する実施体制

例えば、

- ① 配置する技術員の資格、経験、人員、業務の分担内容
- ② 管理技術者と監督職員との円滑な意思疎通の方法
- ③ 業務の工程管理の方法
- ④ 現場技術員の勤務状況等の管理、業務の指揮監督方法、業務遂行状況に応じたサポート体制
- ⑤ 業務量が集中する時期における履行体制の事項

について記載するなど、本業務に取り組む体制等を記載して下さい。

記載にあたっては、A4用紙、文字は10.5ポイント以上で1枚とし、配置予定の管理技術者が記載して下さい。

[O/O]

業務内容の理解度について

- (1) 本業務における管理技術者の役割をどのように考えるかを記載して下さい。
- (2) 災害復旧の一連業務（測量・調査設計・積算・施工管理）について重要なことは何かを記載して下さい。
- (3) 業務従事者の安全衛生管理について重要なことは何かを記載して下さい。
- (4) コンプライアンス、情報セキュリティの遵守方法をどのように考えるかを記載して下さい。

記載にあたっては、A4用紙、文字は10.5ポイント以上で1枚とし、配置予定の管理技術者が記載して下さい。

[○/○]